

だい き
第5期

ふらのししょう しゃけいかく
富良野市 障がい者計画

あんしん く きょうせい
安心して暮らせる共生のまち ふらの

がいようばん
【概要版】

れいわ ねん がつ
令和5年3月
ふらのし
富良野市

I 計画の策定にあたって

本市においては、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「ともに生き ともに暮らせるまち ふらの」を基本理念として「第4期富良野市障がい者計画」に基づき、障がい者施策を総合的に推進してきました。これまでに引き続き、国や北海道の動向等を踏まえつつ、社会情勢や法制度の変化に応じた、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

この計画は、富良野市における障がいのある人の暮らしを支える市の取り組みを整理するとともに、今後4年間の障がい者施策における基本的な考え方を示す計画です。

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が身近な地域で役割を持ち、お互いを尊重しながら、その人らしい暮らしのできる共生社会の実現を図るため、この計画では以下の基本理念を定めています。

計画の基本理念

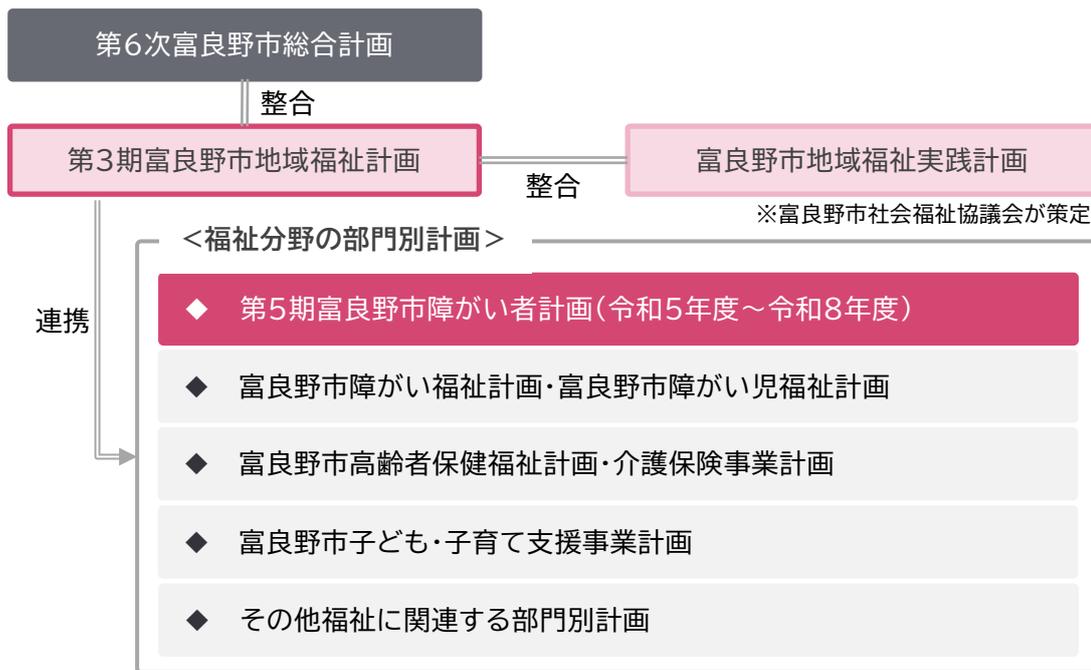
安心して暮らせる共生のまち ふらの

(1) 計画の性質と期間

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画です。計画の期間は令和5年度から令和8年度の4年間と定めます。必要に応じて随時見直しを行います。

(2) 富良野市における基本的な視点

「第3期富良野市地域福祉計画」が目指す「地域共生社会の実現」を、障がい者福祉分野からアプローチします。



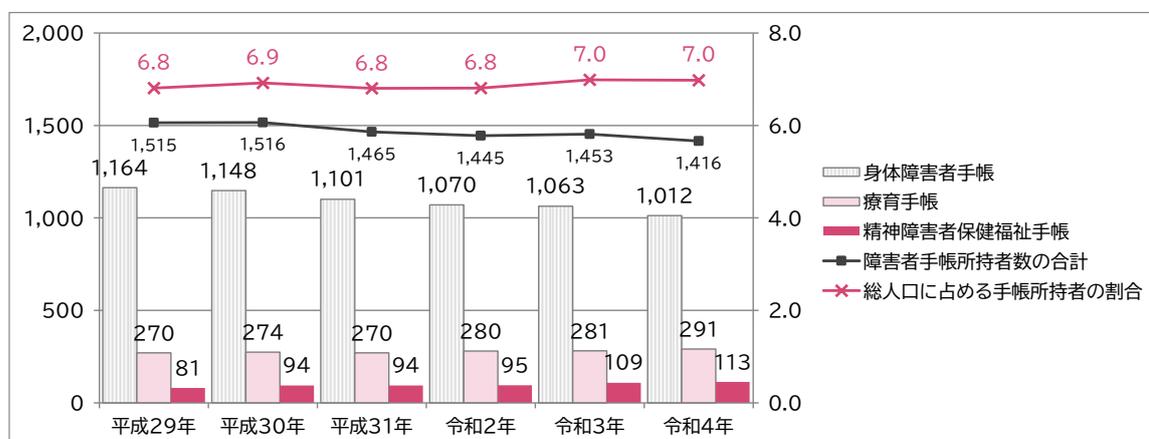
(3) 手帳所持者数の推移

本市における障がい者手帳所持者数（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、近年微減で推移しており、令和4年は1,416人となっています。

手帳種別で見ると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向が続いているものの、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向が続いています。

手帳所持者数（全体・手帳種別）と総人口に占める割合の推移

単位：人、%



資料：福祉課（各年4月1日現在）

II 富良野市の障がい者施策における課題

富良野市の障がい者施策の課題について、以下のように整理します。

**障がいや障がいのある人への
理解のさらなる拡大**

内部障がいや発達障がい、精神疾患など、いわゆる「見えない障がい」は全国的に増加傾向にあり、本市においても同様です。また、アンケートでも障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことが“ある”と回答した人は全体の2割強を占めています。

**就労を含めた障がいのある人の
社会参画の促進**

アンケートでは、今後収入を得る仕事を「したい」と回答した人が全体の2割強を占めています。障がい者の就労支援として必要なことについてたずねたところ、「会社(職場)の障がい者理解」や「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位となっており、企業の受け入れ態勢の構築が求められています。

**一人ひとりの状況に応じた切れ目の
ないサポートの提供**

人口減少や少子高齢化、長寿化、晩婚化など、社会情勢の変化に合わせて、市民が抱える生活課題も多様化・複合化しています。

また、全国的に発達障がいのある人は増加傾向にあり、様々な生きづらさを抱える人の存在が可視化されるようになりました。一人ひとりに寄り添いながら、包括的・総合的に支援していくことができる体制の構築が必要です。

**すべての人が安心して暮らせる
まちづくり**

アンケートでは、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない、ない」が第1位となっているほか、「列車やバスの乗り降りが困難」、「道路や駅に階段や段差が多い」など、公共交通の利用環境に関する課題が上位となっています。

また、災害時に困ることとして「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで迅速に避難することができない」が上位となっています。

Ⅲ 計画における取り組み

《基本目標1》多様性を認め合う社会の構築

■ 障がいに対する正しい理解の拡大

広く障がいや障がいのある人への理解を深めるための周知・啓発活動を継続して実施するとともに、障がいのある人との交流機会を身近な地域で創出していきます。

また、障がいのある人の「自分のことは自分で決める」自己決定権を尊重し、誰も排除されることのない社会を創出するための広報・啓発を図っていきます。

《基本目標2》誰もが自分らしく活躍できる場の創出

■ 就労機会の充実と生きがいづくり

国の動向等も踏まえつつ、本市においても、市内企業等での雇用につながるよう、支援や働きかけを進めます。公共職業安定所や商工会、特別支援学校などと連携し、障がいのある人の雇用を総合的に支援します。

市内事業者に対しては、障害者差別解消法の改正などに対応できるよう、広報等を展開するとともに、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を普及することで、障がいのある人もない人もともに働きやすい就労環境の整備を促していきます。

■ 社会参加の推進

障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が社会活動に参加しやすい施設や設備を整えるとともに、コミュニケーション支援などをはじめとしたソフトウェアにおける支援についても充実を図っていきます。

障がいのある人が身近な地域のイベントなどに参加できる環境を創出するため、基幹相談支援センターと連携し、手話通訳者の派遣などを行います。また、障がいのある人を身近な地域で支えるボランティアを養成します。

《基本目標3》ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

■ 子どもの発達に応じた支援の提供

一人ひとり異なる「生きづらさ」やその保護者の不安に寄り添いつつ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていきます。また、障がいのある子どもの療育の充実を図り、社会的自立を支援します。一人ひとりの特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教員などに対する定期的な指導力向上、理解促進を進めていきます。

■ 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供

障がいのある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。また、各種障がい福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

■ 地域生活の希望をかなえるための支援の提供

国や北海道が定める様々な支援制度等について、サービス利用者に対して周知を図るとともに、適切な受給を促します。

在宅で障がいのある人を支える家族介護者の負担を軽減するため、短期入所（ショートステイ）をはじめとするレスパイトサービスの確保も合わせて進めていきます。

《基本目標4》安心して暮らせる快適なまちづくり

■ 生活環境の整備

日常生活で利用する施設や建物はもちろんのこと、道路などのインフラ、公共交通機関などあらゆる人が利用しやすい生活環境の創出・拡大を図っていきます。

■ 災害時における対応

災害発生時等を想定した支援ネットワークの構築や様々な情報発信手段の利用、避難時の支援体制整備など、非常時であっても安心して生活できる環境の整備も合わせて進めていきます。

■ 障がいのある人の権利の保護

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるように、その権利や財産を保護する成年後見制度等の正しい理解を促すとともに、適切な利用につなげていきます。

また、障がいのある人が自らの権利を侵害されることなく、心身の安全を阻害されることのない安心なまちづくりを進めるため、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っていきます。

IV 計画の推進

(1) 関係機関との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、雇用、住宅、交通、防災、情報など、広範囲の分野にまたがるものであり、その推進・充実には庁内各部署との連携が不可欠です。

「第6次富良野市総合計画」や「第3期富良野市地域福祉計画」などの他計画の動向も考慮しつつ、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに地域で暮らしていくことができるよう、施策の効果的・効率的な推進を図っていきます。

また、行政が提供するサービスだけでは障がいのある人の生活を支えることはできません。福祉サービス事業所や保健・医療機関、ボランティア団体など、市の内外で活動する団体・機関に加え、一般事業所などとも連携し、障がいのある人やその家族の暮らしがよりよいものとなるよう、ネットワークを構築・強化するとともに、広く障がいや障がいのある人への理解を促していきます。近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の推進を図ります。

(2) 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「広報ふらの」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。

第5期富良野市障がい者計画(概要版)

発行	令和5年3月
企画・編集	富良野市 保健福祉部 福祉課 〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号
TEL	0167-39-2211
FAX	0167-39-2222
URL	http://www.city.furano.hokkaido.jp/